

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則

広島県立農業技術大学校規則（昭和六十年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までの表中「~~実践論~~」を「GAP実践」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在学する学生でこの規則の施行の日前に入学したものの本科に係る教育科目及び時間数については、この規則による改正後の広島県立農業技術大学校規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。